

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月29日

【会社名】 株式会社エー・ピーホールディングス

【英訳名】 AP HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 CEO 米山 久

【本店の所在の場所】 東京都港区高輪三丁目25番23号 京急第2ビル1階  
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 03-6435-8440

【事務連絡者氏名】 管理本部 副本部長 落合 陽介

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区西池袋一丁目10番1号 ISOビル5階

【電話番号】 03-6435-8440

【事務連絡者氏名】 管理本部 副本部長 落合 陽介

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2022年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月28日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

##### イ 配当財産の種類

金銭

##### ロ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

A種優先株式 1株につき金 50,410.96円 総額 50,410,960円

B種優先株式 1株につき金 29,476.71円 総額 8,843,013円

##### ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

#### 第3号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件

監査等委員でない取締役として、米山久、野本周作、里見順子、高島郁夫および中瀬一人を選任するものであります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、姫野彰、田路至弘および福山将史を選任するものであります。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額50,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	75,782	937	0	(注) 1	可決 98.44
第2号議案 定款一部変更の件	76,344	375	0	(注) 2	可決 99.17
第3号議案 監査等委員でない取 締役5名選任の件					
米山久	76,034	685	0	(注) 3	可決 98.77
野本周作	76,033	686	0		可決 98.77
里見順子	76,048	671	0		可決 98.79
高島郁夫	75,993	726	0		可決 98.72
中瀬一人	76,059	660	0		可決 98.80
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
姫野彰	76,143	576	0	(注) 3	可決 98.91
田路至弘	76,153	566	0		可決 98.92
福山将史	76,161	558	0		可決 98.93
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役及び社 外取締役を除く。)に 対する議渡制限付 株式の付与のための 報酬決定の件	73,125	3,594	0	(注) 1	可決 94.99

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。